

## 尼崎市広告掲載要綱

一部改正 平成 31 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産に民間企業等の広告を掲載することについて必要な事項を定めることにより、もって市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 市の広報印刷物
  - イ 市の WEB ページ
  - ウ その他の資産
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 局長 尼崎市事務分掌条例（昭和 4 2 年尼崎市条例第 1 6 号）第 1 条に規定する局及び室の長、会計管理者、消防局長、教育長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長及び議会事務局長をいう。

### (広告掲載基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治性のあるもの
  - (4) 宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての主義主張
  - (6) 個人又は法人の名刺広告（あいさつを目的としていないなど、広告掲載が適当と認められる個人又は法人を除く。）
  - (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (8) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
  - (9) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - (10) その他、広告掲載をする広告として不適当であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

### (広告媒体の種類等)

第 4 条 資産統括局長及び広告媒体に関する事務を所管する局長（以下「広告媒体所管局長」

という。)は、広告掲載をするに当たっては、広告を掲載する広告媒体の種類、広告の規格、掲載位置及び掲載料、広告掲載をする者の選定方法等で、この要綱に定めるもの以外のものを、別途定めるものとする。

- 2 広告掲載に係る契約その他の手続は、すべて広告掲載をする広告媒体に関する事務を所管する課（以下「所管課」という。）において処理するものとする。

（広告掲載の申込み）

第5条 広告掲載を希望する者は、前条第1項の規定により定められた手続に従い、広告掲載を申し込むものとする。

（広告掲載の可否の決定）

第6条 広告掲載の可否の決定は、広告媒体所管局長が行う。

- 2 広告媒体所管局長は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合、第9条第1項に規定する尼崎市広告審査委員会の意見を聴くことができる。

（広告掲載をする者の責任等）

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載をする者が負うものとする。

- 2 広告原稿の作成経費は、広告掲載をする者の負担とする。

（広告掲載のとりやめ）

第8条 広告媒体所管局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載をとりやめることができる。

- (1) 広告掲載をしている広告が、第3条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 広告掲載をしている広告が、第3条第2項の規定に基づき定められた基準に抵触するとき。
- (3) 広告掲載をする者が、広告の掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

（審査委員会）

第9条 広告掲載の可否を審査するため、尼崎市広告審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。

- 2 審査委員会に委員長及び委員を置く。
- 3 委員長は資産統括局財務部長を、委員は危機管理安全局危機管理安全部生活安全課長、総合政策局政策部広報課長、総合政策局協働部ダイバーシティ推進課長、資産統括局財務部財政課長、こども青少年局こども青少年部青少年課長をもって充てる。
- 4 審査委員会に、広告掲載の可否を審査させるため特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。